

令和３年度 第２回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律21条第1項による
2. 日 時 令和３年５月10日 午後１時30分
3. 場 所 生涯学習センター ホール
4. 議 題 議案第５号 農地法第３条許可申請書審議について
議案第６号 農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による決定
について（諮問）
議案第７号 令和２年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の
決定について
議案第８号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定
について
議案第９号 農業振興地域整備計画変更に伴う意見の聴取について（諮問）
5. そ の 他 【報告事項】 令和３年度 標準作業賃金について
6. 出席委員
農業委員
1 番 山内 亮一 2 番 長野 和代 3 番 中村 幸信
4 番 松本 茂 5 番 平井 豪 6 番 奥名 政成
8 番 佐藤 礼治 9 番 福永 浩紀 10 番 岡本 篤幸
11 番 五嶋 靖 12 番 中村 峯子 13 番 島津 和徳
14 番 本田 廣正
農地利用最適化推進委員
西村 孝生 井上 良治 田上 安幸
河嶋 隆雄 本田 忠文 志垣 保博
伊佐 浩二 坂本 秀孝 坂本 導成
緒方 寛二
7. 欠席委員
7 番 清住 昇 上村 敦之

8. 議事録署名人

11番 五嶋 靖

12番 中村 峯子

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲、川端 勵志、今村 優香

会 議

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議 事
5. その他

事務局長 はい。皆さん、こんにちは。

それでは、定刻となりましたので総会を始めたいと思います。先ず総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。それでは、ただいまから令和3年度第2回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。まず会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 会長挨拶

事務局長 はい、ありがとうございました。それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 はい。本日はですね、11番委員の五嶋委員と、それから12番委員の中村委員をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第4条の規程に基づき、会長をお願いします。

会 長 はい。それでは早速、議案審議に入ります。議案第5号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題とします。それでは説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは、1ページをお願いいたします。

議案第5号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。令和3年5月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。

会 長 はい。それでは審議に入ります。2ページをお願いします。番号1番について、6番委員の奥名委員から説明をお願いします。

6 番 はい。6番委員の奥名です。では、説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

- 事務局 はい、それでは説明いたします。３ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。こちらが県道嘉島甲佐線です。こちらがダイハツさん、こちらが日立物流さん、こちらにネッツトヨタさんがあります。申請地は芝原に６筆、吉田に１筆あります。場所の説明は以上です。
- 会 長 はい。続きまして、６番委員の奥名委員から農地の所有権移転（無償）について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。
- ６ 番 ６番委員の奥名です。今回の申請は、親である申請人が息子である相手方に農地を贈与する案件です。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。
- ①については、取得する土地に小作契約はありません。
- ②については、トラクター、コンバイン等を所有しています。また、米、麦を中心に野菜の作付を計画されており、農地を効率的に利用することに問題ないと思われます。
- ③については、該当しません。
- ④については、本人の従事日数は２００日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。
- ⑤については、取得後の耕作面積が１０，２８６平米で下限面積をクリアします。
- ⑥については、該当しません。
- ⑦については、問題ないと思われます。
- 以上、説明を終わります。
- 会 長 はい。現地調査を行ってありますので、８番委員の佐藤委員から説明をお願いします。
- ８ 番 はい。８番委員の佐藤です。先月の４月２６日に会長、福永委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は大字芝原にある田４筆と畑２筆、大字吉田にある田１筆です。申請地には、米・麦・野菜などの栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。
- 会 長 はい。ただいま８番委員の佐藤委員から現地調査の報告。また、６番委員の奥名委員から、農地法第３条第２項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か意見はございませんか。
- 意見がないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。
- （挙手の確認）
- はい、全員賛成と認めます。番号１については、原案どおり許可することに決定い

たします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。6番委員の奥名委員から説明をお願いします。

6 番 はい。6番委員の奥名です。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 はい。それでは申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい、それでは説明いたします。4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが県道嘉島甲佐線です。こちらがダイハツさん、こちらにネッツトヨタさんがあります。申請地はネッツトヨタさんから北に約530メートル、芝原字芝原第一に3筆、同じくネッツトヨタさんから北東に約530メートル、白旗字野添に1筆あります。場所の説明は以上で終わります。

会 長 はい。続きまして、6番委員の奥名委員から農地の使用貸借権設定(10年)について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

6 番 はい。6番委員の奥名です。今回の申請は、申請人が農業者年金受給のため相手方に経営移譲した農地の賃借権期間満了に伴う再設定の案件です。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかを説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター、コンバイン等を所有しています。また、野菜の作付を計画されており、農地を効率的に利用することに問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が20,803平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行ってありますので、9番委員の福永委員から説明をお願いします。

9 番 はい。9番委員の福永です。先月の4月26日に会長、佐藤委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は大字白旗にある田1筆と大字芝原にある田3筆です。申請地には野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。以上です。

会 長 はい。ただいま9番委員の福永委員から現地調査の報告。また、6番委員の奥名委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。はい、どうぞ。

14 番 この方、山都町ですよ。ね、山都町から通って来られるんですか、それとも、これ親戚関係かなんか。コンバインとか購入されて、わざわざ山都から持って来るの大変じゃないかな。

会 長 はい、事務局お願いします。はい、どうぞ。

事務局 農機具については、申請人の方の倉庫に置かせてもらっているとのことでした。以上です。

会 長 本田委員、よろしいですか。

14 番 はい、いいですけど、かなり、通うのも大変やろ、1時間かかりますからね。往復の2時間だから。

会 長 倉庫を借りて、そこに全部農機具を預けて。はい。

事務局 一応、私もその方とお話しましたが、山都から通われてるそうです。でも甲佐のほうが山都より作り甲斐があるというか。土地が広いからできるということで、ってことをおっしゃってました。

14 番 はい、分かりました。

会 長 よろしいですか。はい。河嶋さんかな。はい、どうぞ。

推進委員 すいません、先ほどの件とあまりかわらないかもしれませんが、山都町の方ですけれども、この耕作面積10,783ですかね。は、甲佐町の耕作面積ですか、それとも山都町の耕作面積ですか。

会 長 はい、事務局お願いします。

事務局 お待たせしました。こちらに書いてあるのは、甲佐町だけの耕作面積というふうに把握してます。

会 長 河嶋委員。みなさんよろしいですか。

推進委員 はい。

会 長 そのほかに、何か御意見ないでしょうか。はい、坂本さん、どうぞ。

推進委員 相手方の年齢から72歳ということで、また、賃借の設定が一応10年ということになってますが、82歳というような高齢にもなりますので、後継者がどうかっていうことをちょっと。

会 長 はい、どうぞ。

事務局 はい。私、ちょうどその方と現地で会いまして、ちょっとお話をさせていただいたんですけども、そのとき息子さんも来られってですね、息子さんと一緒に農業されてるっていうことでした。

- 推進委員 はい。
- 会 長 よろしいですね。
- 推進委員 はい。
- 会 長 そのほかに御意見はございませんか。
- ほかに意見はないようでございます。それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。
- (賛成者挙手)
- はい。全員賛成と認めます。番号2番については、提案どおり許可することに決定をいたします。
- 続きまして、番号3について審議したいと思います。9番委員の福永委員から説明をお願いします。
- 9 番 はい。9番委員の福永です。
- (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 以上です。
- 会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
- 事務局 それでは説明いたします。5ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。こちらが国道443号線です。こちらは県道稲生野甲佐線。こちらが甲佐中学校、こちらに甲佐町の水道管理センターがございます。申請土地は水道管理センターから南東に約450メートル、下横田字前田に2筆あります。場所の説明は以上です。
- 会 長 はい。続きまして、9番委員の福永委員から農地の耕作賃借権設定（3年）について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。
- 9 番 はい。9番委員の福永です。今回の申請は、申請人が農地の管理ができないため、相手方に相談し、了承を得られたので、今回の申請となりました。申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。
- ①については、取得する土地に小作契約はありません。
- ②については、トラクター、軽トラックを所有しており、不足する農業機械についてはリース等で対応する予定です。申請地には米の作付を計画されており、農地を効率的に利用することに問題ないと思われます。
- ③については、該当しません。
- ④については、本人の従事日数は150日程度を予定しており、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。
- ⑤については、取得後の面積が5,131平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行ってありますので、8番委員の佐藤委員から説明をお願いします。

8 番 はい。8番委員の佐藤です。先月の4月26日に会長、福永委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は大字下横田字前田にある田2筆です。申請地には、米の作付を計画されており、周囲の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。

会 長 はい。ただいま8番委員の佐藤委員から現地調査の報告。また、9番委員の福永委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。はい。坂本委員、どうぞ。

推進委員 はい。この相手方の借られる方は新規就農ということで、新規就農というのは多分、私の記憶では5年間と思いますが、耕作賃借権設定が一応3年となっていますが、そのあとの面積確保といいますか、そういったやつは何か聞いていらっしゃいますかね。

事務局 はい。

会 長 はい。事務局お願いします。

事務局 一応この方はですね、新規就農で書いてありますけども、その、新規就農給付金ですね、次世代の給付金をもらえるつもりではありません。単純に農業を始めということだけでありますので、その契約期間とか、もう、もうまったく考えなくていいということです。

会 長 よろしいですか。

推進委員 はい、分かりました。

会 長 ほかに何か御意見はございませんか。はい。田上さん、どうぞ。

推進委員 住所が横田になっとるんです。不勉強で悪かばってんが、忠吉さんて、現在なんしおんなはっとですか。

会 長 はい、事務局お願いします。

事務局 今はですね、建設会社の社長をされておりまして、今後農業をしていきたいということで申請が上がってきてるところです。以上です。

会 長 田上委員、よろしいでしょうか。

推進委員 すいませんね。

会 長 はい。河嶋さん、どうぞ。

推進委員 先ほど、農業機械はリース等で対応というかたちだったんですけども、農業機械の

リースはどこがなさってるんですか。

会 長 事務局なんか、その点。

事務局 そこまで詳しくは聞いてませんが、トラクターは買われたそうです。で、機械のコンバインとかはですね、近所の方とか、そういったところから借りる予定とはおっしゃってありました。

会 長 はい。河嶋さん、よろしいですかね。

ほかに何か御意見はございませんか。ほかにはないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

はい、全員賛成と認めます。番号3については、原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号4番、5番は申請人、それから相手方とも同一なので一緒に審議したいと思います。14番委員の本田委員から説明をお願いします。

14 番 はい。14番委員の本田です。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい、それでは説明いたします。6ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが田口橋です。こちらが県道御船甲佐線、こちらが県道宇土甲佐線、こちらが森川健康堂さんです。申請地は森川健康堂さんから西に120メートルから250メートル、田口字下川原に4筆、同じく森川健康堂さんから南に約880メートル、田口字大原にございます。場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、14番委員の本田委員から農地法上問題がないか、説明をお願いします。

14 番 はい。14番委員の本田です。申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明いたします。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター等を所有しており、申請地には米と野菜の作付を計画されています。農地を効率的に利用することに問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は200日程度あり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が6,087平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行ってあります。9番委員の福永委員から説明をお願いします。

9 番 はい。9番委員の福永です。先月の4月26日に会長、佐藤委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は大字田口にある田4筆と畑1筆です。申請地には、米・野菜の作付を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。以上です。

会 長 はい。ただいま9番委員の福永委員から現地調査の報告。また、14番委員の本田委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

何か御意見ございませんか。はい、なければ採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

はい、全員賛成と認めます。番号4番と5番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号6番について審議したいと思います。1番委員の山内委員から説明をお願いします。

1 番 1番委員の山内です。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい、それでは説明いたします。7ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。こちらが甲佐大橋、こちらが広域農道です。こちらが県道今吉野甲佐線です。申請地は広域農道と県道今吉野甲佐線の交差点から南東に約500メートル、麻生原字坂ノ上にあります。以上で説明を終わります。

会 長 続きまして、1番委員の山内委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

1 番 はい。1番委員の山内です。今回の申請は、申請土地の隣に相手方の農地と自宅があり、農地の管理について話し合ったところ、双方の了承を得たため今回の申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター等を所有しています。申請地には花木の作付を計画され

ており、農地を効率的に利用することに問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が12,755平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行ってあります。8番委員の佐藤委員から説明をお願いします。

8 番 8番委員の佐藤です。先月の4月26日に会長、福永委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は大字麻生原字坂ノ上にある畑1筆です。申請地には、花木の作付を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 はい。ただいま8番委員の佐藤委員から現地調査の報告。また、1番委員の山内委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

何か意見ございませんか。なければ。はい、中村委員、どうぞ。

3 番 この74で言うことは、一畝、これ、なかごったとの面積は、これ何ですか。これ、経営規模拡大っていうばってんが、何か、あんま意味のなかと思うばってんが。

会 長 はい、事務局お願いします。

事務局 この面積としては少ないんですけども、この隣がですね、この譲受人の農地です。
3 番 隣が。

事務局 合わせて、一緒に有効利用をしたいということで、今回の申請に至った。

会 長 まったく引っ付いとる。

3 番 引っ付いとっとこ。

会 長 そう、そう、そう。よございますか。

はい。それでは採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

はい、全員賛成と認めます。番号6については、原案どおり許可することに決定いたします。

はい。続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題といたします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは8ページをお願いいたします。議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項

の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。令和3年5月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。次のページ、9ページをお願いいたします。甲農第204号、令和3年4月26日、甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥名克美。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）。農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。次のページ、10ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、令和3年度第2回です。まずは、総括表で説明いたします。賃借権の再設定について10年の田が6筆の4,872平米のみとなります。賃借権の新規について、6年の田が5筆の4,441平米、6年の畑が1筆の1,265平米、10年の田が11筆の12,995平米、10年の畑が2筆の3,007平米、賃借権の新規の計は田が16筆の17,436平米、畑が3筆の4,272平米、賃借権の小計は、田が22筆の22,308平米、畑が3筆の4,272平米となります。使用賃借権について、再設定はなく、新規の10年の田が82筆の109,960平米のみとなります。このため、今回の利用権設定の合計は、田が104筆の132,268平米、畑が3筆の4,272平米となります。その他、所有権移転については、田が2筆の4,270平米となります。委員の皆様には審議していただきますのは、新規の案件となります。詳細は事務局のほうから説明いたします。以上です。

会 長 はい。それでは11ページをお願いします。議案第6号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画についてを審議します。番号1について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。18ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが安津橋。こちらが県道今吉野甲佐線です。こちらに星の川団地があります。申請地は、星の川団地から西に約1,300メートル、船津字中原にあります。次に、相手方の状況について説明いたします。番号1番の相手方は、船津集落の認定農業者として農業を頑張っておられ、主に花木や米の作付をされています。今回の申請地には花木の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上です。

会 長 ただいま、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

何か御意見ございませんか。はい、質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号1番については原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2番から番号5番は、譲受人が同一なので、一緒に審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の説明をいたします。19ページと20ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、19ページを御覧ください。こちらは国道443号線。こちらに甲佐高校があります。申請地は甲佐高校から北に約500メートル、大町字川久保に1筆。同じく、甲佐高校から西に390メートル、大町字古川に2筆。同じく、甲佐高校から西に約590メートル、仁田子字土中に1筆あります。次に、20ページをお願いします。こちらは国道443号線です。こちらが甲佐高校。こちらに甲佐町役場がございます。申請地は甲佐町役場から北に約350メートル、横田字鬼丸に1筆。同じく、甲佐町役場から北東に240メートル、豊内字塘ノ内に1筆ございます。続きまして、相手方の状況について説明します。相手方は大町集落で認定新規就農者として農業を頑張っておられ、主に露地野菜を栽培されています。申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上です。

会 長

はい。ただいま事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

何か御意見ございませんか。それでは、質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号2番から5番までについては原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号6について審議したいと思いますが、1番委員の山内委員は、譲受人である法人の役員ですので、農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があります。該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いいたします。

(山内委員退席)

はい。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。21ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。こちらが乙女橋です。こちらは県道宇土甲佐線です。申請地は全部で5筆あり、津志田に点在しています。次に、相手方の状況について説明いたします。番号6番の相手方は、津志田集落の認定農業者で集落の中心経営体として農業を頑張っておられます。主に米・麦・大豆の作付けをされています。今回の申請地にも米・麦・大豆の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 ただいま、事務局から番号6について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

何か御意見ございませんか。質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号6については原案のとおり承認いたします。

山内委員の入室を認めます。

(山内委員入室)

はい。続きまして、番号7から41番は、譲受人が同一なので一緒に審議したいと思いますが、14番委員の本田廣正委員と農地利用最適化推進委員の坂本秀孝委員は譲受人である法人の役員ですので、参与の制限に該当します。審議が終わるまで退席をお願いします。

(本田委員と坂本委員退席)

はい、それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。番号7番から41番は、申請人が35人、申請土地が85筆と多いため、簡単に説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を讀み上げ)

次に、申請地の位置の説明をいたします。22ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンを御覧ください。まず、こちらが田口橋です。こちらが県道御船甲佐線、こちらが県道宇土甲佐線です。申請土地は赤で色を付けた部分になります。全部で85筆です。続きまして、相手方の状況について説明いたします。相手方は、田口集落の認定農業者で、集落の中心経営体として農業を頑張っておられ、主に米と大豆を栽培されています。申請地にも米と大豆の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思います。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から番号7番から41番について説明がありました。ちょっと多い筆ですが、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。はい、

志垣委員、どうぞ。

推進委員 はい。今ですね、集積が全部で85筆になされてますけど、前はですね、集積協力金ちゅうのがよくあったんですけど、今もこういったのに対しては集積協力金ちゅうのはあるんでしょうか。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 はい。集積協力金ということですけども、現在もあります。しかし、平成27年度等に比べると単価のほうは若干下がっているところでございます。以上です。

推進委員 下がっているのは構いませんが、だいたいどれぐらい一反あたりになっているかを教えていただきたいんですが。

事務局 はい。今現在の単価としましては、反あたり1万円が現状となっています。

推進委員 はい。

会 長 はい。そのほかに何か御意見ございませんか。

推進委員 すいません、もう1点。

会 長 はい、どうぞ。

推進委員 一応、面積の要件には、面積はどれぐらいの要件なんか付いておりますか。

事務局 はい。要件としましては、だいたい地区の20%以上だったかと思います。以前しているあるところは、それを抜かしたところの20%以上ということが最低の面積だったと思います。

推進委員 はい。分かりました。

会 長 そのほかに何か御意見ございませんか。

事務局 すいません。ちょっと失礼します。

会 長 はい、どうぞ。

事務局 すいません。先ほど機構集積協力金ですけども、一応補足ですけども、あれは中間管理機構を通したっていうことでありますので、今回の基盤強化とはまた別となります。以上です。すいません。

会 長 よろしいですか。

推進委員 はい。

会 長 はい。ほかに何かございませんか。

はい。じゃあ、ほかには質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号7番から41番については原案のとおり承認いたします。

本田委員と坂本委員の入室を認めます。

(本田委員、坂本委員入室)

はい。続きまして、ページ16ページをお願いします。番号42番と43番については、相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。農地利用最適化推進委員の田上安幸委員は相手方の親族ですので、参与の制限に該当します。審議が終わるまで退席をお願いします。

（田上委員退席）

この案件は、いずれも熊本県農業公社を通しての貸借です。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続いて、申請地の位置の説明をいたします。23ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらは安津橋です。こちらが県道今吉野甲佐線。こちらに星の川団地があります。申請地は星の川団地から南西に約750メートル、船津の上川原に2筆あります。続きまして、相手方の状況について説明します。番号42番、43番の相手方は、横田集落の認定農業者で、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主に酪農をされており、今回の申請地には飼料用稲の作付を計画されています。集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長

はい。ただいま事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

何か質問はございませんか。はい。質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

はい。全員賛成と認めます。それでは番号42番、43番については原案のとおり承認いたします。

田上委員の入室を認めます。

（田上委員入室）

はい。続きまして、番号44番について審議したいと思います。この案件も、熊本県農業公社を通しての貸借です。事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置の説明をいたします。24ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが県道嘉島甲佐線。こちらが田口橋。こちらに上益城農業さんがあります。申請地は上益城農業さんから西に約330メー

トル、白旗字元白旗第一にあります。続いて、相手方の状況について説明します。番号44番の相手方は、元白旗集落で認定農業者として農業を頑張っておられ、主に米・ニラなどの作付をされています。今回の申請地には米の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から番号44番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

何か御意見はございませんか。

今ちょうど公共工事やっていますので、その現場の方が工事にかかっています。

ないですかね。質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号44番については原案のとおり承認いたします。

続きまして、17ページをお願いします。番号45番について審議したいと思いますが、3番委員の中村委員と農地利用最適化推進委員の志垣委員は参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(中村委員、志垣委員退席)

はい。この案件も熊本県農業公社を通しての貸借です。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明をいたします。25ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが県道今吉野甲佐線。こちらが乙女小学校。こちらに九州条剛加工さんがあります。申請地は乙女小学校から南に約400メートル、南三箇字豊原にあります。続きまして、相手方の状況について説明します。番号45番の相手方は、世持、南三箇、中山集落で認定農業者として農業を頑張っておられ、主に米や大豆の作付をされています。今回の申請地には米の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 ただいま、事務局から番号45番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。はい、どうぞ。

8 番 単価・対価等が記載されていませんけども、何か、理由ですか。

会 長 事務局、分かりますかね。対価・単価が記載してないがということ。

事務局 はい。一応、この申請では無償、使用貸借権ということで上がってきております。詳しいことはちょっと分かりません。

- 8 番 いや、もう見た感じ、ほら、相当不便。面積ってそれほど広いってことは言われな
いですけど、それほど不便な土地でもないみたいなので、何か理由が聞いておられ
るならと思ってただ質問しただけでありまして。
- 会 長 よろしいですか、佐藤委員。はい。ほかに何か御意見はございませんか。
ほかに質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛
成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
はい。全員賛成と認めます。それでは、番号45番については原案のとおり承認いた
します。
中村、志垣委員の入室を認めます。
(中村委員、志垣委員入室)
はい。続きまして、番号46番について審議したいと思います。この案件は、農地中
間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業
公社が所有者の方から買い上げた農地を相手方に売り渡す案件です。それでは、事
務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい。説明します。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み
上げ)
続きまして、申請地の位置の説明をいたします。26ページに地図を添付しておりま
すが、前のスクリーンで説明します。こちらが国道443号線。こちらが甲佐小学校。
こちらが日和瀬橋です。申請地は甲佐小学校から南東に約1キロ、西寒野字平谷に
あります。以上で説明を終わります。
- 会 長 はい。ただいま事務局から番号46番について説明がありました。相手方の説明しな
くていいのか。
- 事務局 相手方。公社です。
- 会 長 関係なかつかな。はい。それでは、番号46番について説明がありました。それでは、
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
ちょっと中断いたします。
はい。再開いたします。はい。事務局どうぞ。
- 事務局 この所有権受ける者の、ちょっと、経歴をちょっと説明しておりませんでしたので、
今から説明したいと思いますけども。この所有権受ける者につきましてが、西寒野
のほうで農業を頑張っておられましてですね、認定農業者で、主にタバコとか、米・
麦を栽培されております。集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明
を終わります。
- 会 長 はい。それでお分かりになったと思います。事務局から番号46番について、今説明

がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。はい。河嶋委員、どうぞ。

推進委員 すいません。この10アールあたり単価がえらい小さく数字が出てますけども、これはどこからの基準ですか。えらい小さく出てますけど。

事務局 はい。小さいということですけど、これ、基本的には契約としましてはですね、単価が1筆あたり95万円ということでの契約でした。で、それから、この中間管理機構の手数料として2.5%かかってきますので、その分、ちょっとこの23,750円というのがちょっと中途半端な金額、小さい、細かな金額になっていると思われま。以上です。

会 長 河嶋委員よろしいですか。はい。そのほかに何か御意見ございませんか。そのほかに質問ないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。番号46番については原案のとおり承認いたします。続きまして、番号47番について審議したいと思います。この案件も、番号46番と同様に、熊本県農業公社が所有者の方から買い上げた農地を相手方に売り渡す案件です。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。説明します。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。こちらが県道嘉島甲佐線です。こちらが九州自動車道、こちらに日立物流さん、こちらにネッツトヨタさんがあります。申請地は日立物流さんから西に約980メートル、吉田字吉田第三にあります。続いて、相手方、所有権を受ける者の状況について説明をします。所有権を受ける者は、御船町の認定農業者で主に米・麦の栽培をされています。今回の申請地には、米の作付を計画されています。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から番号47番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。はい。河嶋委員、どうぞ。

推進委員 すいません。所有権移転ということで、大字高木、御船の人、高木になってますけども、これはお尋ねですけども、区役等は、これはどういった取り決めになったのか。

会 長 事務局、そこらへん分かりますかね。

事務局 すいません。そこまでは聞いておりませんが、協力はしたいとおっしゃっております。

推進委員 今、各部落では後継者不足で、区役とかも出席が少のうございますので、そのあた

りもやっぱ、きちんと決めとったほうがよからうと思いますので確認しました。

会 長 清住さんがおればちょうど吉田地区だったから、そこら付近の内情がこう、詳しく分かったと思いますが、今日はちょっと欠席ですので。入り作の関係でですね、なかなかその付近は難しい部分が区役に限らずですね、いろいろあると思います。今後、そういうことで入り作の関係であった場合は、申請が上がったときに、そこら付近まで詳しくだいたい、ある程度の集落の実情をこう把握しながら伝えて、今の意見に沿うようなかたちで今後はまとめていきたいと思いますので、そういうことでよろしくお願いします。

ほかに、何か御意見ございませんか。それでは、ほかに質問もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。番号47番については原案のとおり承認をいたします。続きまして、議案第7号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、28ページをお願いいたします。議案第7号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について意見の決定を求めるものでございます。令和3年5月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。

会 長 はい。ありがとうございました。それでは、議案第7号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。それでは29ページをお願いいたします。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明いたします。まずは、ローマ数字の1番、農業委員会の状況ということで、令和2年3月31日現在のデータとなります。まず、農業の概要につきましてが、耕作面積1,210ヘクタール。こちらが下に書いてありますとおり耕地及び作付面積統計の耕作地の耕地面積となります。2番目、その下が経営耕地面積971ヘクタール。こちらが農林業センサスのデーターとなりまして、こちらは2015年のデーターの数値となります。と、遊休農地面積につきましてが270ヘクタールということで、これは皆さんたちに調査していただいた1号、2号合わせた数字となっております。最後に農地台帳面積として1,670ヘクタール。こちらはうちの農家台帳システムのデータと、データの面積となっております、それぞれ面積が違いますので、一応御報告いたしておきます。と、その下、こちらはもう結果ですので簡単にいきますけど、農家数が総農家数が930戸、自給的農家が270、販売農家が660。と、農業就業者数が1,023人、うち女性が510人、40代以下が92人。こちらは農林業センサスの結果となっております。と、その右が認定農業者が90、認定新規就農者が5人、農業参入法人が17、集落営農法人が6組織ということとなってい

ます。と、2番の農業委員会の現在の体制としましてが、下ですね、新制度に基づく農業委員会ということで、甲佐町としては農業委員数が14人。その内訳としましてが認定農業者が10人、認定農業者に準ずるものが3人、女性2人、40代以下が1人、中立委員が1人。内数ですのでよろしくお願いいたします。と、あとその右で農地利用最適化推進委員さんが定数11人に対して実数11名、地区数が11となっております。続きまして、30ページです。ローマ数字2の担い手への農地の利用集積・集約化ということで載せてあります。と、現状としましてが、平成31年の3月現在なんですけども、1,210ヘクタールの農地面積に対しまして集積面積が685.3ヘクタール、集積率としては56.64%となっております。で、令和2年度の実績ということで、目標としましてが72ヘクタールで、足して757.3ヘクタールを目標としておりましたけども、実際に721.8ヘクタールと集積となりました。この集積目標に対して集積実績の割合としましては、この一番右の95.31%の結果となりました。続きまして、3番目、目標の達成に向けた活動ということで、計画としましては農業委員さんや最適化利用推進委員さんで推進チームを作って、農地の利用状況を把握し、調査を行う。利用されていない農地については土地所有者の意向を尊重しながら基盤強化法や中間管理機構を活用して担い手へ農地の集積が図れるようにつなぐ活動を行うとしておりました。実績としましては水田における担い手への農地集積は皆様方の活動によりまして集積が進み、一定の成果が上がったと思われます。ただ、畑についてがですね、なかなか集積が進まないということで、今後の課題かなというふうに思われます。4番の目標及び活動に対する評価としては、おおむね妥当。目標に対する活動の評価はおおむね妥当、活動に対する評価はおおむね妥当と判断いたしましたところ。続きまして、31ページです。ローマ数字の3番、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進。1番で現状と、及び課題が書いてあります。29年度が3経営体が新規、30年度が1経営体、31年度が2経営体が参入しております。で、2番、令和2年度の目標及び実績ということで、目標は2経営体を予定しておりましたけども、参入実績としては3経営体。個人が3人参入されたということです。この3人につきましては、全部次世代形式ということで新規、交付金をもらわれている方となっております。で、活動計画としておりましたけども、上益城地域振興局やJA上益城と連携し、就農を考えている若手の情報収集とともに農業委員や農地利用最適化推進委員の地域活動として参入者の確保に努めるとなっておりまして、活動実績としては本年度の新規就農者は個人3名と当初計画を上回る結果となりました。今後も新規就農者の確保が図れるよう機会を捉えて普及活動を行っていくとしております。目標及び活動に対する評価として、両項、おおむね妥当と判断しております。続きまして、32ページです。ローマ数字の4、遊休農地に関する措置に関する評価となります。現状としましては、令和元年12月現在ですけども、農地

の管内農地面積が1,210ヘクタール。と、遊休農地が277.8ヘクタール、割合22.9%。と、令和2年度の目標及び実績としましてが、解消目標が40ヘクタールとしておりました。で、解消実績が42.7ヘクタール、達成状況としましては106.8%ということで、こちらにつきましてが調査していただいた2号遊休農地がだいぶ減っております。と、これで42ヘクタールが減ったということで、となっております。で、その3、2の目標の達成に向けた活動として、活動実績だけ読み上げますと、第32条第1項第1号農地が3,255筆、調査面積が169.8ヘクタール。と、第32条第1項第2号、いわゆる2号遊休ですね。が1,168筆の65.3ヘクタールで、合わせて235.1ヘクタールとなっております。と、4番、目標及び活動に対する評価としまして、目標に対する評価はおおむね妥当と判断します。活動に対する評価としましては、利用状況調査及び意向調査は計画通り実施できたと思っております。次に33ページですね。ローマ数字5の違反転用への適正な対応ということで、現状としましては、令和2年3月現在で1,210ヘクタールに対しまして違反転用面積が2ヘクタールございました。で、課題としましては違反転用については無断で転用されたあとで元の状態に戻すというのは難しいので、もう早期に発見することが重要であるが、情報収集が難しい状況であるということです。で、令和2年度の実績としましては、合計1.9ヘクタール、0.1ヘクタールの減となっております。こちらにつきまして、昨年度報告しましたと思っておりますけども、1件ですね、津志田の違反転用農地が解消されております。その分がちょっと減ってるってということとなっております。3番の活動計画・実績及び評価。活動計画は農業委員、最適化推進委員とが連携し、8月に農地パトロールを実施するとなっております。と、活動実績としましては違反転用パトロールとしての活動は実施できなかったが、農地の利用状況調査と合わせて実施したということとしております。活動に対する評価の違反転用パトロールはできなかったが、農業委員の働きかけにより1件解消されたため、評価はできるとしております。次に34ページをお願いいたします。ローマ数字の6、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ということで、こちらもまず説明していきますけども、まず1番に農地法3条に基づく許可事務ということに1年間で66件ございました。と、もう2番にいきます。農地転用に関する事務として意見を付して知事に送付が昨年1年間では26件、件数があがっております。と、35ページです。3番の農地所有適格法人からの報告というのをあげているので、管内、農地所有適格法人が17で、ほかは報告をしていただいております。あと、4番の情報の提供等ということで、賃借料情報の調査・提供ということで、昨年度は264件の調査を行っておりまして、公表時期が令和2年の5月に標準賃金、平均小作料として文書回覧を行っております。情報の提供の方法として各集落の小組合単位での回覧で行っております。是正措置としまして、町広報誌やホームページの活用とありますけども、

今年度からはですね、ホームページにも掲載していきたいと思います。広報誌につきましては、ちょっと担当課と打ち合わせをして載せるか載せないかを打ち合わせしていきたいと思います。と、あと農地権利移動等の状況把握ということで、昨年56件調査を行っております。あと農地台帳の整備ということで整備対象農地面積が1,670ヘクタール、農家台帳ではございます。次に36ページです。ローマ数字7、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容としては、特に意見はございませんでした。あとローマ数字8の事務の実施状況の公表等ということで、総会等の議事録の公表はホームページに掲載しております。あと2番、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出はありませんでした。と、3番、活動計画の点検・評価の公表ということで、こちらもホームページに掲載しております。以上、簡単ではございますが昨年度の農業委員会の活動点検・評価についての説明を終わらせていただきます。

会 長 はい。ありがとうございました。ただいまですね、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明がありました。今の説明につきまして、何か御質問がございませんか。何か御意見ありませんか。なければですね、進めてまいります。私たち農業委員、あるいは最適化推進につきましては、一昨年度からですね、農業委員会の業務を行ってきているところです。その活動の内容としましては、ただいま説明がありましたようにですね、1つには担い手の農地の利用集積・集約化。それから2つ目には新たに農業経営を営もうとする者への参入促進、3つ目には遊休農地に対する措置、4つ目に違反転用への適正な対応などの業務がですね、責務として位置付けられているところです。この活動を実りあるものにするためにはですね、活動の点検なり評価が重要であると考えているところです。昨年度におきましては目標に対して活動実績が不足してる部分を補いながら、本町農業委員会としましての評価がもらえるようにですね、しっかり活動の充実を図っていきたいと思っています。遊休農地の解消等ではですね、いくつかの点では実績100%オーバーしてるものもかなりありますので、皆さん方にはですね、かなり御苦労された部分があるかと、このように思っております。今期はですね、私たちの農業委員会としての任期の最期の年になりますので、お互いですね、有終の美を飾るためにもですね、お互い努力していきたいと、このように思っております。ほかに何か御意見がなければですね、第7条の議案第7号のですね、令和2年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価についてはですね、なければ賛成の方は挙手をお願いするところです。賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それではですね、議案第7号につきましては原案のとおり承認をいたします。

続きまして、議案第8号ですね。令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の計画（案）の決定についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは37ページをお願いします。議案第8号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定について、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の計画（案）を作成したので意見の決定を求めるものでございます。令和3年5月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。

会 長 はい、ありがとうございました。それでは事務局から活動計画についての説明をお願いします。

事務局 はい。それでは38ページをお願いいたします。令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画ということで、御説明していきたいと思います。まず1番、農業委員会の状況としましてが、これは令和3年4月30日現在としております。先ほど、令和2年度の点検・評価とほぼ変わりはありませんけれども、認定農業者が減っております。認定農業者が70人、認定新規就農者が6人、と、集落営農組織が5。と、耕地面積が1,210から1,200と10ヘクタール減っております。あとは同じとなります。次に39ページをお願いいたします。担い手への農地利用集積・集約化ということで、1、現状及び課題として管内の農地面積が1,200ヘクタール。と、これまでの集積面積が721.8ヘクタール、集積率が60.15%となっておりますけれども、2番、令和3年度の目標及び活動計画としましては、集積目標面積801.2ヘクタールとしております。こちらにつきましてが、管内農地面積の8割を集積することで平成25年に熊本県が、指導がっております。で、その戦略の8割というと960平米となりまして、これまでの集積面積721.8を引きますと、238.2ヘクタールとなります。これは単純に3年で割りますと、79.4ヘクタールということで、だいたい年間80ヘクタール集積すると甲佐町の集積率は8割にいきますよということになっております。で、その数値が801.2ヘクタールと目標を設定しております。うち新規集積面積は4ヘクタールということでしております。こちらの活動計画としましても、農地利用状況調査等を基にですね、耕作されていない農地について、農家の意向を、把握を行いながら集積を進める。と、また利用権が満了する農地等についても農業委員さん、最適化推進委員さんが借り手が増え続けるようにですね、マッチングをしていって、集積率を上げていっていただきたいなと思います。続きましてローマ数字の3です。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、こちらには30年度から令和2年度までの実績を載せております。で、令和3年度の目標及び活動の計画としましてが、目標数、参入目標数が2経営体、参入目標面積が1ヘクタール。これは今までの取り組みなどを踏まえてですね、一応この数字に設定しております。活動計画としましては、4月から7月に地域活動を行い新規参入者の把握をして、8月から11月までに新規参入者候補者への説明会等の開催を計画しております。よろ

しくお願いいたします。次に40ページをお願いいたします。ローマ数字の4、遊休農地に関する措置ということで、1、現状及び課題ということで令和2年12月現在の数値を載せております。管内面積は1,200ヘクタール、遊休農地面積が235.1ヘクタール、割合としまして19.6%の遊休農地があるとなっております。で、令和3年度の目標及び活動計画としましては、目標面積としましては3年度だけで40ヘクタールの解消ができるならというふうに思っております。これも今までと同じくですね、40としております。と、あと活動計画としましては例年のとおり農地利用状況調査、農地利用意向調査を行ってですね、遊休農地がなくなることは難しいと思いますけど増やさないようにですね、啓発していくならと思っております。次に、ローマ数字5の違反転用への適正な対応ということで、現状及び課題、現状のことを説明しましたけども、1.9ヘクタールございます。こちらにつきましての活動計画が定期的に農地確認を実施することにより違反転用の防止に努める。違反転用となっているものについては、違反転用者への文書での指導等を行う。悪質なものについては、指導・勧告通知等を行うとともに県への報告を行うとしております。先ほども申しましたが、違反転用についてはもうされたらもう終わりです。やはり事前に解決することが大切だと思いますので、そういったものを皆さん見かけられたらですね、なんばしよとかいってお尋ねになれるか、農業委員さん、会のほうに、事務局のほうに連絡をお願いいたします。以上で令和3年度ですね、目標及びその達成に向けた活動計画（案）の説明を終わらせていただきます。

会 長 はい。ありがとうございました。ただいま事務局からですね、令和3年度の目標とその達成に向けた活動計画について説明がありました。先ほどの議案第7号の中でも申し上げましたが、私たち農業委員、あるいは最適化推進員につきましては、農業委員会等に関する法律の改正により、責務として農地利用の最適化に取り組む業務として位置づけられ、強化も図られてきてるところです。一つには担い手への農地の利用集積・集約化、2番目に新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、さらには遊休農地に関する措置、あるいは違反転用への適正な対応について説明がありました。この目標が達成できるようですね、私たち農業委員会ではしっかりと活動を進めて行きたいと考えていますので、皆様方の御協力をですね、切にお願いするところです。特に今年は先ほども申しましたように農業委員会活動のですね、最終の年になります。3年目になりますので、言うならばですね、集大成の年になりますので、いろいろ課題はありますが遊休農地の解消なり、あるいはですね、農地の集積の目標達成ですね、40ヘクタール、80%の達成に向けた活動ですね、これらも義務付けてられておりますので、先ほども何回も申しておりますが、最後の年になりますので、有終の美でですね、飾っていききたいと、このように考えておりますので、皆様方のですね、御協力、活動をですね、切にお願いをしておきたいと思

ます。皆様方から何か御意見はございませんか。はい。佐藤委員、どうぞ。

8 番 認定農業者が昨年が90名で今年は70名、これは4月30日現在っていうことで書いてありますが、その4月30日現在が70名っていうことで、これから以降増える見込みがないという意味ですか。

会 長 事務局、何かいいですか。

事務局 はい。この70名っていうのは、今現在いらっしゃる数字です。で、今後、申請等あげられれば、もちろん増えていくだろうし、ということになります。

8 番 これを一応、その計画活動とか、計画というか、計画案なわけでしょ、で。

事務局 その、この数字はもう間違いないです。今現在というふうに。

8 番 これはじゃあ。

事務局 ただ、そこはもう、これはもうただ、この時点の数字ということであって、来年度になったらまた80になったり。

事務局長 これは4月30日現在での、今認定されておられる数なんで、ちょうど更新の時期がかぶっとるんですよ。で、そこがちょっと、まだ切れて、更新がまだされとらん方とかが、この70人プラスアルファでおんなはっつです。で、4月30日現在、その日時点で70名。ただ、まだおそらく増えると思います。はい。で、実際に今90人前後ぐらいです。80何人だったと思います。で、もう、今回の更新で認定、もうしなはらんでいう方も何人かおられますので、若干の数字の減は出てくる可能性はありますので。

8 番 実績報告だったらもう確率だけ分かるわけですから、これは計画案で書いてあるごたったもんだけん。

事務局長 そうですね。

8 番 だったらその、実績ば書くとじゃ、計画ば書くとよかつじゃ。

事務局長 ここの人間の数に関しては、あくまでもその4月30日の時点っていうことで、で、での決まりがあって、で、そのあとの遊休農地の解消の面積とか、そこはあくまでも今から先の活動の計画というかたちになりますので。で、この1ページ目に関しては、この4月30日現在での実数というかたちで。

会 長 佐藤委員、いいですか。そのほかに何か御意見ございませんか。意見がなければですね、令和3年度の目標とその達成に向けた活動の計画（案）についてですね、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

はい。ありがとうございます。全員賛成と認めます。それでは、原案のとおりですね、これは承認していきたいと思います。もう（案）のほうは消していただいていいかな。はい、そういうことで、もう、してあつですね、よろしくお願いします。

休憩取らずに始めたいと思います。あと1件残っておりますので。はい、議案9号が残ってますね。

議案第9号、農業振興地域整備計画変更に伴う意見の聴取についてを議題といたします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは41ページをお願いします。議案第9号、農業振興地域整備計画変更に伴う意見の聴取について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、別紙のとおり諮問があったため、意見の決定を求めるものでございます。令和3年5月10日提出。甲佐町農業委員会会長名です。

次のページ、42ページをお願いいたします。甲農第136号、令和3年4月19日、甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥名克美。農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について（諮問）。このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、農地法上問題ないか諮問します。詳細につきましては、事務局から説明いたします。以上です。

事務局 はい。それでは、43ページをお開きください。諮問番号1について御説明申し上げます。諮問の場所、甲佐町大字仁田子道中にある田でございます。農用地区域についてはお示ししているとおりでございます。変更しようとする理由について申し上げます。現在、宇城市松橋に店舗があるが、隣接している河川の改修に伴い立ち退かなければならなくなった。このことから、用地を探す中で申出者の父が甲佐出身とのことから、現在でも甲佐のお客が多いため、本土地で事業を計画されているということでございます。場所につきましては、ページの44ページに添付しております。前のスクリーンのほうで場所について御説明させていただきたいと思います。まず、こちらが甲佐町役場という、現在おるところです。で、西に約500メートルのところに申請地がございまして、左のほうが仁田子の集落になります。場所は甲佐町役場から約500メートルのところにある農地でございます。で、今回諮問されている農業振興地域整備計画の変更に係る内容としましては、宇城市松橋に店舗がある有限会社T O U M Aが松橋町で営業なされていますが、店舗に隣接する河川改修に伴い立ち退かなければならなくなったことにより、今回の農地に新たに店舗を建設する計画にあたり、農振農用地から除外した場合、農地の転用に関し、農地法上問題がないかと甲佐町長からの諮問が来ているというわけでございます。この農地につきましては、本来ならば公共投資がなされている農地でございますので、第1種農地と思われますが、農地法の運用についての中で、第2の1の（1）のオの（ア）のaの（b）っていうところで、都道府県庁、市役所、区役所、または市町村役場からおおむね500メートルの区域内にある農地は、第2種農地に該当すると、言うふうにされておりますので、この農地も第2種農地に該当すると思われます。ただ、第2種農地の転用は申請に係る農地に替えて、ほかの周辺のほかの土地を活用する

ことにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則として許可することができないとなっています。今回の申請、諮問なんですけども、こちらの目的は商店の建設であるため、ほかに事業を達成するための土地を確保することは難しいと思われます。このため、第2種農地の許可基準を満たしており、事務局としては転用は可能だと判断いたします。以上です。

会 長 はい。ただいま事務局から農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について、甲佐町長からの諮問の案件の番号1について詳しく説明がありました。これより質疑に入りたいと思います。意見のある方は挙手の上、発言願いたいと思います。

推進委員 いいですか。

会 長 はい。

推進委員 地図を見ると、道の横に狭いひよろ長いのがありますよね。これ農地ですか。と、その横にもありますよね。片方は。

会 長 はい。事務局、どうぞ。

事務局 どこですか。

推進委員 ロッキーと、この黒塗りの間に、狭い、ひよろ長い土地がありますよね。これこれこれこれ、目の前。

事務局 こちらにつきましてが、町道拡幅が行われております。で、その町道岩下益城橋線の拡幅で甲佐町に買収されて、今は、現在は道路となっております。拡幅されたときに農地の分筆線に入っておりますので、ちょっとカーブした、細いやつが入って。

推進委員 うん、入ってる。普通は、何か点々点て普通一般的に書いてますよね。拡幅したらこの地図の上にライン引っ張ってあるよね、一般的には。

会 長 要するに拡幅された道路っていうことでしょ。

推進委員 うん、道路ってことね、はい。

会 長 はい。ほかに何か御意見。はい、河嶋委員。

推進委員 すいません。甲佐町のですね、農業振興地域の面積はどれだけですかね。

事務局長 すいません。資料をちょっと持って来てないんで、何平米だったかな、50。あ、違う、農振農用地でしょ、農振農用地でだいたい1,500～600ヘクタール。

会 長 詳しくはまた後で調べたいと思います。

そのほかに何か御意見はございませんか。

推進委員 ちょっといいですか。

会 長 はい。

推進委員 その赤のロッキーと広域の間に道が、大きな道が通つとるですよ。

会 長 反対側に？

推進委員 うん。

会 長 はいはいはい、通ってますね。

推進委員　　すと、赤枠のところが転用のところですよ。

事務局　　そうです。ここが転用の。

推進委員　　その上の空白のところが、さっき言われた。

事務局　　そこは町道の、今、歩道が通ってる場所だと思います。

事務局長　　町道岩下益城橋線、ここの先の道の歩道の部分。

推進委員　　それから、ロッキーのそこからずーっと下んほうさ行っとるですね、広う。

推進委員　　そうそうそうそう。

事務局　　これは道ですね。

推進委員　　道なん。

事務局　　はい。

推進委員　　その道と、そん赤の間にこれは農地なんですよ。利用計画がどやんなつとるか分からんばってんが、ていうことは、それを突き抜けて使わすっていうことですよ。この。

事務局　　おそらく進入は、この歩道を、こちらの店舗もそうですけども、歩道を進入路出口にされてますので、そちらもそういったかたちに絵がなってくるかと思いますが、まだ、うち、事務局のほうにはそういった絵が、完全な絵届いておりませんので。

推進委員　　この、TOUMAでは、どやん商売ばしとんなはっと。

事務局長　　唐揚げ屋さんです。

推進委員　　え？

事務局　　唐揚げ屋さん。

推進委員　　唐揚げ屋さん。

事務局長　　で、今、農振の、農振除外の件であがっている部分に関しては唐揚げの店舗と駐車場と、あとはバーベキューだったかな。バーベキューでの、貸バーベキューの、何かちょこっとしたスペースが、今ちょうど絵を描いて来られているような状況です。で、今、お話あったように、その町道岩下益城橋線のほうから車が歩道の部分をちょっと改良して車が出し入れをするようなかたちの計画になっていたような感じはします。

会　　長　　今回は、その前段の諮問ですから、大丈夫かいということでやってますんで。

事務局長　　県のほうとも、今、農振のほうの除外のほうでやり取りはしておりますので、特に問題はないような話は聞いております。

会　　長　　ほか、何かないですか、意見は。なければよろしいですかね。それでは、ほかには質問もないようでございますので、この件につきましてですね、許可相当か、あるいは不許可相当か決定したいと思います。賛成の方は、許可のほうに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

はい。全員賛成と認めます。それでは当農業委員会としましてはですね、諮問案件番号1については許可相当ということで町長のほうへ答申したいと思います。

以上で、本日予定をしました議題は9号でですね、全部終了になりますので、あとはその他の項に入りますので、事務局からお願いします。

会 長 はい？

事務局 報告。報告は1回。議事録残します。

事務局 じゃあ、すいません。その他として報告事項、令和3年度の標準作業賃金についてということで、営農副会長の福永委員のほうから御説明お願いいたします。

9 番 はい。先月の4月15日に会長、営農議会と事務局で令和3年度の農作業標準賃金について話合いました。話合いの結果、令和3年度の農作業賃金は令和2年度の農作業賃金を引き続きのかたちになります。変更というか追記で、備考のほうに農薬散布、肥料散布、カルチ作業は乗用機械による賃金ということを追記しております。あとは、これに書いてあるように、あくまで参考ですので、依頼者の農作業される依頼者と受託者の双方で最終的には話合いで賃金を決めてもらうようにお願いします。以上です。

14 番 ちょっと質問があるんですけど、いいですか。

9 番 はい。

14 番 このカルチ作業っていうのは2,000円になってますよね。

9 番 はい。

14 番 で、私は前回ちょっとこれ質問したことあるんだけど、大豆の中打ち作業はどの項目に入るか。

9 番 これはですね、その話もあったんですけど、管理機による作業自体が農家間ではほぼない。で、法人の中で、の作業は出てくるんだろうけど、もう載せなくていいだろうっていうことだったんですよ。で、御船の賃金で、その管理機による作業は反当たりの5,000円になってました。

14 番 あの管理機ではね。

9 番 はい。

14 番 そしたら、トラクターで我々やってるんだけど、個人所有の分を頼まれるんですよ。で、その反あたりの賃金はいくらぐらいかっていうのはどこかで見えませんか。

9 番 これはあくまでも、平地のカルチ作業なんで。

14 番 うん、平地ですよ。

9 番 いや、なんも植えてないところ。

14 番 うんうん。だから、だからどれに相当すればいいのかいなっていう話たい。

9 番 それはもう、話合いで決めてもらわないと。

14 番 ある程度のね、料金がね、あったらこの付近で決めてよっていうのがね、なんかこ

の当てはまるところが何にもないもんだから。どこに当てはまるのかな、いう質問なんです。

推進委員 も一ついいですか。レンゲあたり刈り取りのあれは出てないみたいなんですけど、刈り取り分のあれは、要するに、レンゲとか、裏作に植えたやつは刈り取り分。

推進委員 モアでしょ。

推進委員 モアで刈り取る、その料金。

事務局長 すいません、根本的にですね、あくまでその標準賃金、あくまで目安ですよということですので、部会の中でもいろいろ話が出たんですが、いろいろ細かくし過ぎるととんでもない量の作業ば決めないかんごとなるけんですね。

推進委員 そら大まかにでいいですけど。

事務局長 だけん、それが、この中でどれにあたるのか、一般農作業で見るのか、モアだったらもう草刈り集草ですよ。だけん、その中で一般の草刈りだと8,000円。ただ機械使うとまだ安かろうということで、もう、あとはもう対々で話し合っていたいただかなしょうがないなということにはなったんです。

推進委員 草刈り作業のほうであれしていいわけですか。

事務局長 いやいや、そこはもう、お互いに話し合っていてください。

推進委員 いやいや、おおまかでいいんですけど。

推進委員 大まかに言えば草刈りと一緒でしょ。

14 番 だからね、ここでいうね、畦切りのね、メーター4,000円はものすごく高いですよ。1周回ったらいくらなります。80メートル80メートル、25メートル25メートルを計算してみてください。田ん中、うちあたり2反区画なんですね。長さが80メートル、横が25メートル、これメートルあたりでしょ。1周回ったらこの草刈りしたら。

9 番 いや、畦塗り。

14 番 うん、これ、畦塗りって書いてあっと。畦塗り。ごめんなさい。

会 長 畦塗り機はね。だいたいメーターの40。

(聞き取り不能)

会 長 坂本さん、それはレンゲを刈ってからなんすつとですか。

推進委員 緑肥にすき込むのにいいですよ。

推進委員 はい。それ以外は、それで、普通のトラクターじゃありえないんですよ。

会 長 その前に刈るということだったですね。

推進委員 はい。それで、モアで切ってもらったり何だったりした場合の料金ですよ。

会 長 そしてからあれするわけですね。切ったあとで。

推進委員 そしたらね、緑肥にね、あんまりよくないよ。その分打ち込まないと。本来。

推進委員 いや、それがね、いいっていう人がおるから。

事務局長 いろいろ話のあるけんですね。

会 長 あんま大きくならんうち鋤き込んだらいいじゃないですか。
 推進委員 あの太なってからなかなか。
 推進委員 いや、それがまた今度、検査があるでしょ。
 会 長 もちろん検査はあつでしょうけど。
 推進委員 検査がある前に切ったらそれはパーになってしまうでしょ。
 会 長 だから、確認されればよかつでしょ。
 推進委員 え？
 会 長 確認、確認。要するに。
 推進委員 その確認は何日って決まってるから、その前に切らんと、普通のトラクターじゃ切れんのです。
 事務局長 早う、鋤き込んでよかならですね、確認の。
 推進委員 いや、それが、役場の検査が受けんとダメでしょう。
 事務局長 だけん、確認のですね、電話していただいて、もう何日ぐらいにはもう打ち込むけんが、そんなまでに検査来てくれて言われるつとしゃが、そこだけ個別に行きます。だけん、今、何人もそぎゃん人がおんなはつとですよ。もう早う打ち込まんとしゃがないかんけんが、もう、なんさん、今日か明日打ち込むけん、来てくれって。で、その電話いただければもう、個別にそこは対応します。はい。心配せんでください。
 推進委員 分かりました。
 会 長 ほかに何かなかですかね。はいはい、どうぞ。
 推進委員 この農薬散布の件で、農薬は受託者持ちで一応書いてあるけど、今の流行りのドローンとかはやっぱり受託者がするんですよ。で、自分たちとか、動噴とかあぎゃんとでするとは、よかならこの受託者って書いてもらうのと、請求すつとに、出すとが、農薬代って、これ結局、受託者ってことは、してやる人が持つってことですよ。
 会 長 いやいや。ん？
 事務局長 受託、そうですね。
 推進委員 受ける人が農薬は出して、してくださいということでしょ。
 事務局長 そうです。そうです。
 推進委員 この書いてあつとは。で、ドローンとかならほら、倍率が濃ゆいけん、あん人たちはびゃーってしていく。はっていくとよかばってんですね。結局、機械でする人たちは油とかあぎゃんとも取るに取られん状態だけんが、結局、農薬は自分で俺らもするなら、農協から買って、あとから請求はするんですけど、ここで受託者持ちって書いてあつとば消してもらえば、委託者になすか。去年のように3回も4回もせなるときは。
 会 長 これ間違い。

事務局長 間違い。間違いです。

推進委員 は？

事務局長 これ間違い。委託者の間違い。これは回覧回したと？

推進委員 回つとる。

事務局長 なら訂正せなん。

推進委員 委託よ。

事務局長 そうですね。受託者じゃなかですよ。委託者です。

推進委員 委託者だった。

推進委員 委託よ。

事務局長 うん、ですよ。機械のこれ、機械代とあれだけん、違うです、これ。

推進委員 機械代と農薬代はもらわなん。

事務局長 そうですね。

推進委員 いくらかったよ、と言う時はもう、こっば良いつてことですよ、委託からですね。

事務局長 これ訂正、また回覧に回したほうが、だけん、訂正。ちょっとすんません、訂正の回覧ばまた回します。すんまっせん。

会 長 なんかほかになければ、もうこの件には終わっていきたいと思いますが。よかですかね。

(はいという声複数あり)

じゃあ、その他のところで、何もなかったら。

事務局 すいません。あと、こちらの裏面にですね、全域の令和2年度の農地の貸借における平均賃借料ということで載せております。こちらにつきまして、令和2年度に甲佐町農業委員会に貸し借りの申請があった分の件数290、田んぼだったら297件で、総面積は32万9,312円。で、契約総金額が401万662円ということで、反あたりに直すと田んぼで1万2,152円と。これ平均です。単純に平均金額はこうなっております。畑につきまして、7,220円が平均となっておりますので、一応こちらのほうも回覧はもう4月30日に行っておりますけども、またちょっと再度、先ほど修正等も合わせてですね、また回覧したいと思いますので、一応御報告しときます。

事務局長 はい、それではその他の部分について終了しましたので、これをもちまして第2回定例農業委員会総会を閉会いたします。皆さん、どうもお疲れさまでした。

会 長 はい、長時間にわたりましてお疲れでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

11 番

12 番